

改 正 案

一〇六 (略)

七 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準
当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定居宅サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十号及び第十二号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

現 行

一〇六 (略)

七 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準
当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第二百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定居宅サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十号及び第十二号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

口 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

口 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚

生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。) 第四十四条に規定するユニット部分をいう。以下(2)及びニにおいて同じ。) 以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が、併設事業所(指定居宅サービス基準第百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。)である場合にあつては、併設本体施設(指定居宅サービス基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。)として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

二 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準

二 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準

第一百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

八 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
イ 独立型短期入所生活介護費(I)又は併設型短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニット(指定居宅サービス基準第百四十条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。)第三十二条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない居室(指定居宅サービス基準第百二十四条第六項第一号又は特別養護老人ホーム基準第百二十四条第六項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十一条第三項第一号において同じ。)に属さない居室(以下口及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

第一百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(当該特別養護老人ホームのユニット部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。))に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

八 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
イ 独立型短期入所生活介護費(I)又は併設型短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニット(指定居宅サービス基準第百四十条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。)第三十二条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない居室(指定居宅サービス基準第百二十四条第六項第一号又は特別養護老人ホーム基準第百二十四条第六項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十一项第三項第一号に規定する居室をいう。以下口及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

いて同じ。) (定員が一人のものに限る。) の利用者に対しても
行われるものであること。

口う二 (略)

九う一 (略)

十二 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期
入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指
定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の
数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の
数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又
はその端数を増すごとに一以上であること。

十二 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期
入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指
定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の
数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保
健施設である場合にあっては、当該介護老人保健施設の看
護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニ
ット部分(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに
運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「
介護老人保健施設基準」という。)第五十二条に規定する
ユニット部分をいう。以下口及び第三十四号において同じ
。)以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常
勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当
該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端
数を増すごとに一以上であること。

(略)

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定
短期入所療養介護の施設基準

(一) 平成十八年七月一日から平成二十四年三月三十日まで
の間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営
に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護

口う二 (略)

九う一 (略)

十二 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期
入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指
定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の
数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保
健施設である場合にあっては、当該介護老人保健施設の看
護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニ
ット部分(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに
運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「
介護老人保健施設基準」という。)第五十二条に規定する
ユニット部分をいう。以下口及び第三十四号において同じ
。)以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常
勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当
該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端
数を増すごとに一以上であること。

(略)

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定
短期入所療養介護の施設基準

(一) 平成十八年七月一日から平成二十四年三月三十日まで
の間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営
を行つて開設した介護老人保健施設である指定短期入所療

老人保健施設基準」という。) 附則第十三条に規定する転換を行つて開設した介護老人保健施設である指定短期入所

療養介護事業所であること。

養介護事業所であること。

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(2) (3)
・ (略)

(2) (3)
・ (略)

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所

療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(2) (3)
・ (略)

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所

療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(2) (3)
・ (略)

(2) (3)
・ (略)

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所

療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(2) (3)
・ (略)

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所

療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(一) 期入所療養介護の施設基準

(略)

合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分（指定居宅サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟をする病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟をする病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(一) 期入所療養介護の施設基準

(略)

(二) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

ホ

病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) (略)
当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(三)

当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(四)
(六) (略)

ホ

病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) (略)
当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(三)

当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(四)
(六) (略)

(二)

当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき

指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき

指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) 当該療養病棟における看護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) (略)

へ

ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

- (二) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) (略)

へ

ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

- (二) (一) 当該療養病棟における看護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (三) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟をする病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療

養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) (四) (略)
(2) (四) (略)

(2) (四) (略)
(2) (四) (略)

ト
(略)

ト
(略)

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という。)における看護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該病室における介護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) (四) (七) (略)
(2) 診療所短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所

(2) (四) (七) (略)
(2) 診療所短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所

療養介護の施設基準

(略)

(一) (略)
当該病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すこと。

リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(略)

(2) (1) 当該病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(略)

(2) (1) 当該病室における看護職員の数（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該病室における看護職員の数（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヌ (略)
ル 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ヌ (略)
ル 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一)

当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟(以下「認知症病棟」という。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三)

当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四)・(五)

(略)

(2)

認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟(以下「認知症病棟」という。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一)

当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟(以下「認知症病棟」という。)における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合には、当該認知症病棟の看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三)

当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合には、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟の看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四)・(五)

(略)

(2)

認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟(以下「認知症病棟」という。)における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合には、当該認知症病棟の看護職員の数)及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) (四) (五)
認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) (四) (五)
認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟

(5) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(二)(一) (略)

認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち当該認知症病棟における入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができます。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(5) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(二)(一) (略)

認知症病棟における看護職員の数（当該認知症病棟をする病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち当該認知症病棟における入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができます。

当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヲ 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

- (2) (1) (略)
当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (3) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- ワ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (略)
(二)(一) (略)
(二)(二) (略)

- (二)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヲ 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

- (2) (1) (略)
当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (3) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- ワ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (略)
(二)(一) (略)
(二)(二) (略)

- (二)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(略)

(2) (四) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(略)

(2) (四) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(略)

(二)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

に一以上であること。

力 (四)
(略)

十三～二十八 (略)

二十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
a (略)

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第三十二号及び第三十三号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

力 (四)
(略)

十三～二十八 (略)

二十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
a (略)

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第百七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第三十二号及び第三十三号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

ロ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経

過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

ロ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経

過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

○ (略)

ハ (略)

○ (略)

ハ (略)

三十五三十六 (略)

三十五三十六 (略)

三十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下の号及び第四十一号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

三十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(略)

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下の号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下の号及び第四十一号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) (略)

ロ ハ ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(3) (略)

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) (略)

サービスの施設基準

(略)

- (1) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

二 (3) (略)

三十八～四十四 (略)

四十五 介護保健施設サービスの施設基準
イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

- (1) 介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法(介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

口 (2) (2) (略)
・ (3) (略)
口 ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

サービスの施設基準

(略)

- (2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

二 (3) (略)

三十八～四十四 (略)

四十五 介護保健施設サービスの施設基準
イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

- (1) 介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) 看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法(介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

口 (2) (2) (略)
・ (3) (略)
口 ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保

健施設サービスの施設基準
(一) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) (二)
・ (3) (略)

四十六・七十七 (略)

(一)

看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) (二)
・ (3) (略)

四十六・七十七 (略)

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省令第一十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

イ (略)

ロ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(略)

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

イ (略)

ロ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第一百四十二条の十五に規定するユニット部分をいう。三において同じ。）以外の部分に係る指定居宅サービス基準第二百二十二条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(略)

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第二百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。）である場合にあつては、その併設本体施設（指定居宅サービス基準第二百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設（ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設をいう。ホ及び第十六号において同じ。）を除く。）について必要とされる介護職員又は

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第二百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。）である場合にあつては、その併設本体施設（指定居宅サービス基準第二百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第四十四条に規定

看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。）である場合にあつては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

二 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型ユニット型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

するユニット部分）、ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第五十二条に規定するユニット部分）並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第五十二条に規定するユニット部分）をいう。ホ及び第十六号において同じ。）を除く。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分を除く。）である場合にあつては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

二 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定居宅サービス基準第百二十二条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型ユニット型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

ホ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設（ユニット型併設本体施設に限る。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームに限る。）である場合にあつては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型ユニット型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

（1）（略）

（2） 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

ホ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設（ユニット型併設本体施設に限る。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分に限る。）である場合にあつては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型ユニット型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

（1）（略）

（2） 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療

養介護費（介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

		厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準
(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費）及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（ユニット型	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費）及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（ユニット型	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。) については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。) については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準</p> <p>指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法</p>
--	---------------------------------

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準</p> <p>指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いてないうこと。(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。)</p> <p>短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法</p> <p>指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定の例により算定する。</p>
--	---

- (1) (略)
- 口 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

- (1) (略)
- 口 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(2)

指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）、病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用い

(2)

指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）、病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用い

置いていること。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと

て、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、

二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た

て、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

て、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

、かつ、指定短期入所療養介護を行ふ病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること

一ビスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

た数の看護師を置いていない場合を含む。)。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと
(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む)。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定

た数の看護師を置いていること

(当該指定短期入所療養介護事

業所が、一部ユニット型指定短

期入所療養介護事業所である場

合につては、指定居宅サービ

ス基準第百四十二条に定める員

数に百分の六十を乗じて得た數

の医師を置いておらず、かつ、

当該指定短期入所療養介護事業

所のユニット部分以外の部分に

ついて、同条に定める員数の看

護職員及び介護職員を置いてお

り、同条に定める看護職員の員

数に百分の二十を乗じて得た數

の看護師を置いている場合を含

む。)

(3)

指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）並びにユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(3)

指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）並びにユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。
指定居宅サービス基準第百四十一条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス基準第百四十一条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定居宅サービス基準第百四十一条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十一条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。)。

<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行なう病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること</p>	<p>特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する</p>
<p>指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと</p> <p>(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行なう病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていていること</p>	<p>指定居宅サービス基準第百四十一条に定める看護職員及び介護職員を置いていないこと</p> <p>（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと）。</p>
<p>指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと</p> <p>（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと）。</p>	<p>指定居宅サービス基準第百四十一条に定める看護職員及び介護職員を置いていないこと</p> <p>（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと）。</p>

でいない場合を含む。)。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行なう病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること

(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。)。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ（略）

五十九（略）

十 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法

イ（略）

ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型介護福祉施設サービス費及び経過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法
指定地域密着型サービス基準第一百三十二条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス基準第百三十二条に定める員数を置いていないこと。

ハ（略）

五十九（略）

十 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法

イ（略）

ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型介護福祉施設サービス費及び経過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法
指定地域密着型サービス基準第一百三十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第百七十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、	指定地域密着型サービス基準第百三十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第百七十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、

指定地域密着型サービス基準第
百三十一条に定める員数の介護

職員又は看護職員を置いていない場合を含む。)。

ハ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費及びユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法
常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定地域密着型サービス基準第一百三十一条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定地域密着型サービス基準第
百三十一条に定める員数の介護

ハ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費及びユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法
常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定地域密着型サービス基準第一百三十一条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法
指定介護老人福祉施設の人員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

十一 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法
イ (略)
ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法
指定介護老人福祉施設の人員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

十一 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法
イ (略)
ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

方法で、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。)。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準
常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

部分（指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準
常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと）（当該	指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条に定める	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等

十二 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法
イ (略)
ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

いておらず、又は当該指定介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。」。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法
介護老人保健施設基準第二条に定める員数を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、介護老	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等

員数を置いていないこと。

に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法
--	---	----------------------------

ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。

人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
--	-----------------------------

常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法
--	---	----------------------------

常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法
--	---	----------------------------

二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いていないこと。

に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合においては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）。

に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数

の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

（略）

(2) (1) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数

の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

（略）

(2) (1) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」といふ。）第二条（指定介護療養型医療施設基準附則第十九条又は第十九条の規定の適用を受ける場合を含む。以下この表において同じ。）に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設を行う病棟における員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いていること。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）若しくは療養型II）又は認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又は認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定による基準の例により算定する。</p>
<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条（指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける場合を含む。以下この表において同じ。）に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いていること。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）若しくは療養型II）又は認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又は認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定による基準の例により算定する。</p>

	<p>指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>
--	---

	<p>指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及</p>
--	---

<p>別に厚生労働大臣が定める地域 に所在する指定介護療養型医療 施設であつて、医師の確保に關 する計画を都道府県知事に届け 出たものにおいて、指定介護療</p>	<p>指定介護療養型医療施設基準第 二条に定める員数の介護支援專 門員を置いていないこと。</p> <p>指定介護療養施設サービスを行 う病棟に指定介護療養型医療施 設基準第一条に定める員数の看 護職員及び介護職員を置いてい ないこと。</p>	<p>指定介護療養型医療施設基準第 二条に定める員数の介護支援專 門員を置いていないこと。</p>
<p>指定施設サービス等介護給付費 単位数表の看護職員及び介護職 員の配置に応じた所定単位数か ら十二単位を控除して得た単位 数を用いて、指定施設サービス</p>	<p>単位数表の看護職員及び介護職 員の配置に応じた所定単位数に 百分の七十を乗じて得た単位数 を用いて、指定施設サービス等 に要する費用の額の算定に関す る基準の例により算定する。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費 単位数表の看護職員及び介護職 員の配置に応じた所定単位数に 百分の七十を乗じて得た単位数 を用いて、指定施設サービス等 に要する費用の額の算定に関す る基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域 に所在する指定介護療養型医療 施設であつて、医師の確保に關 する計画を都道府県知事に届け 出たものにおいて、指定介護療</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費 単位数表の看護職員及び介護職 員の配置に応じた所定単位数か ら十二単位を控除して得た単位 数を用いて、当該指定介護職員 及び介護職員を置いていない こと（当該指定介護療養型 医療施設が、一部ユニット型指 定介護療養型医療施設である場 合にあつては、当該指定介護療 養型医療施設のユニット部分以 外の部分について、指定介護療 養型医療施設基準第二条に定め る員数の看護職員及び介護職員 を置いていない場合を含む。）</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費 単位数表の看護職員及び介護職 員の配置に応じた所定単位数に 百分の七十を乗じて得た単位数 を用いて、指定施設サービス等 に要する費用の額の算定に関す る基準の例により算定する。</p>
<p>指定施設サービス等介護給付費 単位数表の看護職員及び介護職 員の配置に応じた所定単位数か ら十二単位を控除して得た単位 数を用いて、指定施設サービス</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費 単位数表の看護職員及び介護職 員の配置に応じた所定単位数に 百分の七十を乗じて得た単位数 を用いて、指定施設サービス等 に要する費用の額の算定に関す る基準の例により算定する。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費 単位数表の看護職員及び介護職 員の配置に応じた所定単位数に 百分の七十を乗じて得た単位数 を用いて、指定施設サービス等 に要する費用の額の算定に関す る基準の例により算定する。</p>

養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同

等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の介護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。

養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同

等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定

介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に

(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に

該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外のユニット型指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用より算定する。
別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外のユニット型指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用より算定する。	指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用より算定する。
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法

指定介護療養型医療施設基準第	<p>指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>	<p>当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>
指定施設サービス等介護給付費		
指定介護療養型医療施設基準第	<p>指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。</p>	
指定施設サービス等介護給付費		

		二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。
		指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。
		単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
		二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。
		指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
		二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いた場合を含む。)。
		二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。
		指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
		二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いた場合を含む。)。

ており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。

口 (略)

十四及び十五 (略)

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法

イ (略)

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法

員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単独型介護予防短期入所

しており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること

（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療

養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分

の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

口 (略)

十四及び十五 (略)

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法

イ (略)

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法

員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあ

生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

ハ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定介護予防サービス基準第百二十九条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。）である場合にあっては、その併設本体施設（指定介護予防サービス基準第百三十二条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設を除く。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合に

つては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第百六十六条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単独型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

ハ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定介護予防サービス基準第百二十九条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。）である場合にあっては、その併設本体施設（指定介護予防サービス基準第百三十二条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設を除く。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユ

おける介護予防短期入所生活介護費（単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

ホ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、その併設本体施設（ユニット型併設本体施設に限る。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームに限る。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法
イ 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の

ニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合については、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

ホ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、その併設本体施設（ユニット型併設本体施設に限る。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分に限る。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

（略）

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法
イ 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の

員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(略)

(2) (1) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が

次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げる

ところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する

員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(略)

(2) (1) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が

次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げる

ところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第二百七十七条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する

指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第二百七十七条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する
（略）	（略）

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士の員数を置いて
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いて	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士の員数を置いて
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いて	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

口

労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(略)

(2) (1) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）又は認知症疾患型介護予防短期入

口

労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(略)

(2) (1) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）又は認知症疾患型介護予防短期入

業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。

所療養介護費（I）、（IV）若しくは（V）若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防サービス基準第八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。

所療養介護費（I）、（IV）若しくは（V）若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて

指定介護予防サービス基準第八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと。

指定介護予防サービス基準第八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防サービス基準第八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該

業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定すること（当該指定介護

所療養介護費（I）、（IV）若しくは（V）若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。

サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定す

の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護

予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、

同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指

定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合には、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期

部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二

十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）並びにユニット型認知症疾患型介護予防短期入

(3)

指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指

定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において

所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）について
は、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

算定される場合に限る。）並びにユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定される場合に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。</p> <p>指定介護予防サービス基準第八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患病所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定する。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合には、同条に定める員数に百分の六十を乗</p>

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定する。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定する。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定する。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患病所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定する。</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患病所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定する。</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患病所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定する。</p>

百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。

指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護予防サービス基準第一百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める看護職員及び介護職員を置いており、（当該

同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合には、当該

指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期入

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位

<p>所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)。</p>	<p>所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。)。

十八～二十一（略）

十八～二十一（略）

改 正 案

現 行

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ（略）

ハ 夜勤職員配置加算（I）イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算（

II）イ若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算（I）イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（略）

(2) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(三) （略）

(2) 夜勤職員配置加算（I）ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（略）

(2) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(三) （略）

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ（略）

ハ 夜勤職員配置加算（I）イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算（

II）イ若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算（I）イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（略）

(2) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること（一部ユ

ニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）にあつては、入所定員が三十一人以上あり、かつ、ユニット部分以外の部分の定員が五十人以下であること。）。

(三) （略）

(2) 夜勤職員配置加算（I）ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（略）

(2) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること（一部ユ

ニット型指定介護老人福祉施設にあつては、入所定員が三十人である又はユニット部分以外の部分の定員が五十一人以上であること。）。

(三) （略）

(3) 夜勤職員配置加算(II)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(二)(一) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
(略)

(4) 夜勤職員配置加算(II)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(三) (略)

(二)(一) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
(略)

(3) 夜勤職員配置加算(II)イを算定すべき指定介護老人福祉施設ニット型指定介護老人福祉施設にあつては、入所定員が三十一人以上であり、かつ、ユニット部分の定員が五十人以下であること。
(二)(一) 入所定員が三十人又は五十人以上であること。
(略)

(4) 夜勤職員配置加算(II)ロを算定すべき指定介護老人福祉施設ニット型指定介護老人福祉施設にあつては、入所定員が三十人である又はユニット部分の定員が五十人以上であること。
(三) (略)

